

愛媛県土木部発注工事における建設発生土の官民有効利用の 試行マッチング要領

第1 目的

本要領は、愛媛県土木部の発注する工事における建設発生土のうち、現場内利用や他の公共建設工事等で有効利用できない土砂（以下「残土」という。）や愛媛県土木部の発注する工事で必要となる土砂のうち、現場内利用や他の公共建設工事等からの土砂だけでは賅えない場合の必要土砂（以下「不足土」という。）について、建設発生土の官民有効利用の試行マッチング（以下「マッチング」という。）を行うために必要な事項を定め、資源の有効活用やコスト縮減を図ることを目的とする。

第2 残土の受入れを申し込むことができる者の資格

残土の受入れを申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしているものでなければならない。

- (1) 国が実施する建設発生土の官民有効利用の試行マッチングへの参画者であり、残土を受け入れることができること。
- (2) 別表1の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 受け入れた土砂を転売するなど、営利目的に使用しないこと。
- (4) 残土の受入場所（以下「受入地」という。）の面積が3,000㎡以上であること。
- (5) 残土の受入れまでに、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例や公有水面埋立法等の残土の受入れに伴い必要となる関係法令の許可等の手続を受入側において完了させることができること。
- (6) 土砂は、発生した状態で受け入れるものとし、県が行う通常の残土処理の工程以外の作業を求めないこと。
- (7) 敷地造成に必要な擁壁、盛土の敷き均しや転圧等、受入地に要する費用は、全て受入側で負担すること。また、残土荷卸し後の管理責任は受入側とすること。（県が行う行為は、残土の掘削、積込、運搬、荷卸しまでとする。）
- (8) 受入時期については、公共建設工事の搬出に併せた受入れが可能であること。
- (9) 希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。
- (10) 県の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

第3 土砂の搬入を申し込むことができる者の資格

土砂の搬入を申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしているものでなければならない。

- (1) 国が実施する建設発生土の官民有効利用の試行マッチングへの参画者であり、土砂を搬入することができること。
- (2) 別表 1 の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 土砂の搬入までに、土砂の搬入に伴い必要となる関係法令の許可等の手続を搬入側において完了させることができること。
- (4) 土砂の運搬及び荷卸しに要する費用は、原則として全て搬入側で負担すること。
- (5) 土砂の搬入までに、搬入する土砂の土壌検査ができること。
- (6) 県の要求する土砂条件を満足すること。
- (7) 搬入時期については、公共建設工事の受入れに併せた搬入が可能であること。
- (8) 希望する搬入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば搬入可能であり、希望量全量を搬入することを求めないこと。
- (9) 県の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

第 4 残土又は不足土の発生場所等

残土又は不足土の発生場所等は次のとおりである。

- (1) 場所、土量、期間及び土質区分の見込み
「建設発生土の官民有効利用の試行マッチングホームページ」のとおり。
ただし、事業の進捗状況等により、登録内容が変更になる場合がある。
- (2) 運搬条件等
搬出側が、受入場所までの土砂の運搬及び荷卸しを行うので、荷卸し後の整地作業等は受入側において行う。なお、県が搬出する場合において、残土を砂礫の大きさや土質ごと等に分別した上で運搬することはできない。
また、土砂を搬入する前の土壌検査は、搬出側が行う。

第 5 残土の受入を希望する者の申込み手続

残土の受入を希望する者（以下「受入希望者」という。）は、申込書（別記様式第 1）、誓約書（別記様式第 2（受入工事用））に以下の書類を添えて地方局長に提出しなければならない。

- (1) 受入れに伴い必要となる関係法令の許可書等の写し又は許可等を得ることの誓約書（別記様式第 2 に追記のこと。）
- (2) 受入地に関する図面（位置図、平面図、横断図等）
- (3) 受入地の現況写真（全景、荷卸し場所、進入路等の状況が分かるもの。）
- (4) 受入地の所有状況が分かる資料（地籍図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等）

- ⑤ 受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書
- ⑥ 書類整備、記載内容等を確認し、受入希望者が記名押印した、別添「申込み前の確認事項【受入工事用】」
- ⑦ その他地方局長が必要と認めるもの

第6 不足土の搬入を希望する者の申込み手続

不足土の搬入を希望する者（以下「搬入希望者」という。）は、申込書（別記様式第1）、誓約書（別記様式第2（搬入工事用））に以下の書類を添えて地方局長に提出しなければならない。

- ① 搬入に伴い必要となる関係法令の許可書等の写し又は許可等を得ることの誓約書（別記様式第2に追記のこと。）
- ② 搬出地に関係する図面（位置図、平面図、横断図等）
- ③ 搬出地の現況写真（全景、搬出路等の状況が分かるもの。）
- ④ 搬出地の所有状況が分かる資料（地籍図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等）
- ⑤ 搬出地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書
- ⑥ 書類整備、記載内容等を確認し、搬入希望者が記名押印した、別添「申込み前の確認事項【搬入工事用】」
- ⑦ その他地方局長が必要と認めるもの

第7 申込書等の提出場所及び提出時間

- ① 提出場所
愛媛県〇〇市〇〇番地
愛媛県〇〇地方局建設部 〇〇課
電話△△△△—△△—△△△△ FAX△△△△—△△—△△△△
E-mail □-□@pref.ehime.jp
- ② 提出時間
休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の機関の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

第8 申込書等の提出方法

書面により、第7(1)に定める提出場所に、持参して提出すること。

第9 質問等

- ① 質問書の提出は、休日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。提出場所は、第7(1)に掲げる場所とする。
- ② 質問書の提出は、提出場所への持参、郵送、FAX又はメールで行うものとし、FAX又はメールによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。

- ③ 質問書は、受付後、原則3日（休日を含まない。）以内に質問者に回答するとともに、回答書は閲覧に供するものとする。
- ④ 質問書に対する回答書の閲覧場所は、第7(1)に掲げる場所とし、閲覧期間は、申込書の提出期限の前日までとする。

第10 受入者又は搬入者を選定するための手順

県は、以下の手順により受入者又は搬入者（以下「受入者等」という。）を選定する。

(1) 候補者の登録

県は、申込みのあった受入希望者のうち、資格要件に該当する者（以下「受入候補者」という。）又は搬入希望者のうち、資格要件に該当する者（以下「搬入候補者」という。）を候補者として登録（以下「候補者登録」という。）する。

地方局長は、受入候補者の候補者登録をしようとするときは、あらかじめ、受入地の所在する市町に建設発生土の民間建設工事への搬出についての意見を聞く。

(2) 受入候補者の優先順位付けの基準

工事現場から受入地までの沿道状況を考慮した上で、原則として、搬出側の費用が最小となる箇所の候補者から順番に優先順位を付ける。

(3) 搬入候補者の優先順位付けの基準

搬出箇所から工事現場までの沿道状況を考慮した上で、原則として、受入側の費用が最小となる箇所の候補者の中で、受入工事箇所から最も距離の近い箇所の候補者から順番に優先順位を付ける。

(4) 受入者等の決定

残土が発生する工事現場ごとに、受入候補者の受入地に搬出する場合と安定型最終処分場等に搬出する場合の費用の比較を行い、受入候補者の受入地に搬出した方がより経済的である場合に、受入候補者の中からその都度、受入者を決定する。

また、不足土が発生する工事現場ごとに、搬入候補者の工事から土砂を搬入する場合と新材を利用する場合の費用の比較を行い、搬入候補者の工事から土砂を搬入した方がより経済的である場合に、搬入候補者の中からその都度、搬入者を決定する。

なお、県は、受入候補者又は搬入候補者（以下「受入候補者等」という。）の上位のものから、順次、期間、土量、関係法令の許可書等の確認、第2又は第3の資格要件の再確認等を行い、合意が得られたものについて、受入者等を決定する。

第11 候補者の登録及び決定の通知

- (1) 地方局長は、第10(1)の受入候補者等の登録の結果を別記様式第3又は別記様式第4により通知する。

- (2) 地方局長は、第10(4)の受入者等の決定の結果を別記様式第6により通知する。

第12 申込内容の変更

- (1) 受入者等は、受入れ等の途中において、受入地の面積、希望土量、希望時期、造成の構造等に係る著しい変更が生じる恐れがあるときは、あらかじめ、別記様式第7により申請し、地方局長の承諾を受けなければならない。
- (2) 地方局長は、受入者等からの変更申請の内容を承諾したときは、別記様式第8により受入者等に通知する。

第13 登録の取消

- (1) 受入候補者等は、受入れ等の必要がなくなったときは、地方局長に登録取消願（別記様式第9）を提出するものとする。
- (2) 地方局長は、登録取消願が提出されたときは、受入候補者等の登録を取り消す。
- (3) 候補者の登録の期限は、第12(1)により登録取消願が提出される日までとする。

第14 実施期間

- (1) マッチングの実施期間は、第11(2)の通知と併せて通知する。
- (2) (1)で通知した実施期間を変更する場合は、別記様式第10により通知する。

第15 実績報告

受入者等は、箇所ごとのマッチングに係る残りの土量を1ヶ月ごと（月末の実績を翌月の第1週末まで）に別記様式第11により報告するものとする。

第16 工事の完了

地方局長は、マッチングに係る工事の土工事が完了した時点で、工事ごとに別記様式第12により受入者等に工事の完了を通知するものとする。

第17 その他

- (1) 今回のマッチングに関連して要した費用（申込書の作成、各種関係法令に基づく協議、申請に伴う費用等）は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は返却しない。
- (3) 提出期限以降の申込書等の提出、訂正等は認めない。
- (4) 受入者等の決定後、受入れ等の途中においても第2又は第3に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入れ等を

行っていると認められた場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者等の決定及び受入候補者等の登録を取り消し、それ以後の搬出及び搬入は行わない。ただし、あらかじめ地方局長に受入内容等の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りではない。

- ⑤ 県は、制度の透明性を確保するため、候補者の登録の内容を県のホームページで公表するとともに、必要に応じて、受入者等の決定や受入れ等の進捗状況等を公表するものとする。
- ⑥ この要領に定めのない事項については、その都度、受入者等と地方局長が協議の上決定するものとする。

別表1（第2の（2）及び第3の（2）関係）暴力団等排除措置に関する項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）2 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等3 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等<ul style="list-style-type: none">(1) 成年被後見人又は被保佐人(2) 破産者で復権を得ない者(3) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(4) 暴力団対策法の規定（第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者⑤ 暴力団員等 |
|--|

平成 年 月 日

申 込 書

〇〇地方局長 様

所在地
名称
代表者氏名



建設発生土の官民有効利用の試行マッチングについて、下記のとおり建設発生土の利用調整を希望しますので、関係する書類を添えて申し込みます。

記

- 1 受入又は搬入の別 : 〇〇
- 2 受入地又は搬出地の位置 : 〇〇市△△町□□番地
- 3 工 事 目 的 : 〇〇のため
- 4 残土受入地の面積 : 〇〇〇〇m²
※受入れの場合のみ
- 5 希 望 土 量 : 〇〇〇m³
- 6 希 望 時 期 : 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
- 7 関 係 す る 法 令 等
 - ・ 〇〇〇〇〇〇〇条例
 - ・ 〇〇〇〇〇〇〇法
- 8 担 当 者 の 氏 名 : 〇〇〇〇
- 9 連 絡 先
 - TEL : △△△△—△△—△△△△
 - FAX : △△△△—△△—△△△△
 - E-mail : □□□□□@pref.ehime.jp

誓 約 書

〇〇地方局長 様

所在地
名称
代表者氏名



建設発生土の受入れについて、下記のとおり対応することを誓約します。

記

- 1 残土の受入地において、残土の荷卸し後は、自社の責任において管理するとともに、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合は、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 2 残土の受入地周辺に溢水、汚水等による周辺環境への影響があった場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 3 残土の受入地外の道路について、次のとおり対応します。
 - (1) 国道や県道等から受入地に至る道路について、残土の搬入による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は受入者の責任において行います。
 - (2) 残土運搬車両が残土受入地から出る際に、タイヤに付着した土砂等により周辺の道路を汚さないための措置を講じます。

注）今後、関係法令の許可等を受ける必要がある場合には、以下を追加すること。

- 4 申込書の記7に示す関係する法令等の手続については、受入までに完了させます。なお、手続完了後は、速やかに別記様式第5によりその旨を報告します。

誓 約 書

〇〇地方局長 様

所在地
名称
代表者氏名



建設発生土の搬入について、下記のとおり対応することを誓約します。

記

- 1 土砂の搬出地は、自社の責任において管理するとともに、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合は、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 2 土砂の搬出地周辺に溢水、汚水等による周辺環境への影響があった場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 3 土砂の搬出地外の道路について、次のとおり対応します。
 - (1) 搬出地から搬入箇所に至る道路について、土砂の搬入による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は搬入者の責任において行います。
 - (2) 土砂運搬車両が搬出地から出る際に、タイヤに付着した土砂等により周辺の道路を汚さないための措置を講じます。

注）今後、関係法令の許可等を受ける必要がある場合には、以下を追加すること。

- 4 申込書の記7に示す関係する法令等の手続については、搬入までに完了させます。なお、手続完了後は、速やかに別記様式第5によりその旨を報告します。

別記様式第3

第 号
平成 年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

〇〇地方局長

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングに係る
候補者の登録について（通知）

平成 年 月 日付けで申込みのあったマッチングの希望については、貴殿
を候補者として登録したので通知します。

なお、今後、登録した候補者の中から工事箇所ごとに受入者等を決定のうえ
通知します。

（問合せ先）

愛媛県〇〇地方局建設部〇〇課
電話：△△△△—△△—△△△△

別記様式第 4

第 号
平成 年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

〇〇地方局長

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングに係る
候補者の登録について（通知）

平成 年 月 日付けで申込みのあったマッチングの希望については、審査の結果、以下の理由により、候補者となることはできませんでしたので通知します。

なお、不明な点等がありましたら、下記にお問い合わせ下さい。

記

（理由）

（問合せ先）

愛媛県〇〇地方局建設部〇〇課
電話：△△△△—△△—△△△△

別記様式第5

平成 年 月 日

報 告 書

〇〇地方局長 様

所在地

名称

代表者氏名



誓約書の記4で示した関係法令の手續について、別添許可書写しのとおり許可を受けましたので、報告します。

別記様式第6

第 号
平成 年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

〇〇地方局長

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングに係る
マッチング先の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで申込みのあったマッチングの希望については、貴殿
を下記の工事のマッチング先として決定したので通知します。

記

- 1 工事名：〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工事箇所：〇〇市〇〇町〇〇番地
- 3 予定土量：〇〇〇m³
- 4 実施期間：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

（問合せ先）

愛媛県〇〇地方局建設部〇〇課
電話：△△△△—△△—△△△△

平成 年 月 日

変 更 申 請 書

〇〇地方局長 様

所在地
 名称
 代表者氏名



建設発生土の官民有効利用の試行マッチングに係る申込内容について、下記のとおり変更が生じたので、関係する書類を添えて申請します。

記

通知番号等	平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇号	
	変更後	変更前
変更の内容		

注) 要領第5又は第6に定める書類のうち、変更に係るものを添付すること。

別記様式第8

第 号
平成 年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

〇〇地方局長

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングに係る
申込内容の変更について（回答）

平成 年 月 日付けで申請のあった申込内容の変更については、承諾し
ます。

（問合せ先）

愛媛県〇〇地方局建設部〇〇課
電話：△△△△—△△—△△△△

別記様式第9

平成 年 月 日

登 録 取 消 願

〇〇地方局長 様

所在地

名称

代表者氏名



建設発生土の官民有効利用の試行マッチングについて、今後、公共建設工事との利用調整の必要がなくなりましたので、登録の取消しをお願いします。

所在地
名称
代表者氏名 様

〇〇地方局長

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングに係る
実施期間の変更について（通知）

平成 年 月 日付け〇〇〇第〇〇号でマッチングの決定を通知した下記の
工事について、実施期間を変更しましたので通知します。

記

- 1 工事名：〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工事箇所：〇〇市〇〇町〇〇番地
- 3 実施期間：（当初）平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
：（変更）平成▽年▽月▽日から平成▽年▽月▽日まで

（問合せ先）

愛媛県〇〇地方局建設部〇〇課
電話：△△△△—△△—△△△△

実績報告書

〇〇地方局長 様

所在地
 名称
 代表者氏名



建設発生土の官民有効利用の試行マッチングに係る利用調整の実績（〇月末）について、下記のとおり報告します。

記

通知番号等	平成〇年〇月〇日	〇〇〇第〇〇号
全土量 (A)	官民有効利用 実施済土量 (B)	残りの土量 (A)-(B)
m ³	m ³	m ³

所在地
名称
代表者氏名 様

〇〇地方局長

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングに係る
工事の完了について（通知）

平成 年 月 日付け〇〇〇第〇〇号でマッチングの決定を通知した下記の
工事について、貴殿とのマッチングに係る土工事が完了したので通知します。

記

- 1 工 事 名 : 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工 事 箇 所 : 〇〇市〇〇町〇〇番地
- 3 マッチング先箇所 : 〇〇市△△町□□番地
- 4 有効利用実績土量 : 〇〇〇m³
- 5 完 了 年 月 日 : 平成▽年▽月▽日

（問合せ先）

愛媛県〇〇地方局建設部〇〇課
電話 : △△△△—△△—△△△△

申込み前の確認事項【受入工事用】

1 受入希望申込み前に確認してください。

☆ 愛媛県土木部発注工事における建設発生土の官民有効利用の試行マッチング要領(以下「要領」という。)に照らして書類整備、記載内容等が整っている場合は、右の確認欄に✓を記入してください。

☆ 該当しない項目については、×を記入してください。

2 確認後、末尾に記名押印して、申込書と併せて提出してください。

1 提出物の確認 (要領第5)				確認
(1) 受入希望申込書				
記載内容	申込者	住所	氏名	
	受入地	位置	面積(m ²)	希望土量(m ³)
	工事目的			
	希望時期			
	関係法令	・土砂条例、公有水面埋立法等		
(2) 誓約書				
(3) 関係法令の許可書等写し又は誓約書(別記様式第2に追記)				
(4) 受入地に関係する図面 ・位置図 ・平面図 ・横断図等				
(5) 受入地の現況写真(全景、荷卸し箇所、進入路等の状況が分かるもの)				
(6) 受入地の所有状況 ・地籍図 ・土地登記簿謄本 ・借地契約書の写し等				
(7) 所有者の同意書(受入地の所有者と受入希望者が異なる場合)				
2 残土の受入れを申し込むことができる者の資格の確認 (要領第2)				確認
(1) 国が実施する建設発生土の官民有効利用の試行マッチングへの参画者であり、残土を受け入れることができること。				
(2) 暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者であること。				
① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号)に該当しない。				
② 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等に該当しない。				
③ 役員に次の該当者がいる法人等に該当しない。				
・成年被後見人又は被保佐人				
・破産者で復権を得ない者				
・禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者				
・次の規定に違反し、又は刑法の罪若しくは法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者				
暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律の規定(第32条の3第7項の規定を除く。)				
刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助成)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪				
暴力行為等処罰に関する法律の罪				
・暴力団員等				
(3) 受け入れた土砂を転売するなど、営利目的に使用しないこと。				
(4) 受入地の面積が、3,000m ² 以上であること。				
(5) 残土の受入れまでに、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例や公有水面埋立法等の残土の受入れに伴い必要となる関係法令の許可等の手続を受入側において完了させることができること。				
(6) 土砂は、発生した状態で受け入れるものとし、県が行う通常の残土処理の工程以外の作業を求めないこと。				
(7) 地造成に必要な擁壁、盛土の敷き均しや転圧等、受入地に要する費用は、全て受入側で負担すること。また、残土荷卸し後の管理責任は受入側とすること。				
(8) 受入時期については、公共建設工事の搬出に合わせた受入れが可能であること。				
(9) 希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。				
(10) 県の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。				

上記事項について、確認いたしました。

平成 年 月 日

受入希望者 所在地:
名称及び代表者氏名:



申込み前の確認事項【搬入工事用】

1 搬入希望申込み前に確認してください。

☆ 愛媛県土木部発注工事における建設発生土の官民有効利用の試行マッチング要領(以下「要領」という。)に照らして書類整備、記載内容等が整っている場合は、右の確認欄に✓を記入してください。

☆ 該当しない項目については、×を記入してください。

2 確認後、末尾に記名押印して、申込書と併せて提出してください。

1 提出物の確認 (要領第6)				確認
(1) 搬入希望申込書				
記載 内容	申込者	住所	氏名	
	搬出地	位置	希望土量(m3)	
	工事目的			
	希望時期			
	関係法令			
(2) 誓約書				
(3) 関係法令の許可書等写し又は誓約書(別記様式第2に追記)				
(4) 搬出地に関係する図面 ・位置図 ・平面図 ・横断図等				
(5) 搬出地の現況写真(全景、搬出路等の状況が分かるもの)				
(6) 搬出地の所有状況 ・地籍図 ・土地登記簿謄本 ・借地契約書の写し等				
(7) 所有者の同意書(搬出地の所有者と搬入希望者が異なる場合)				
2 土砂の搬入を申し込むことができる者の資格の確認 (要領第3)				確認
(1) 国が実施する建設発生土の官民有効利用の試行マッチングへの参画者であり、土砂を搬入することができること。				
(2) 暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者であること。				
① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号)に該当しない。				
② 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等に該当しない。				
③ 役員に次の該当者がいる法人等に該当しない。				
・成年被後見人又は被保佐人				
・破産者で復権を得ない者				
・禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者				
・次の規定に違反し、又は刑法の罪若しくは法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者				
暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律の規定(第32条の3第7項の規定を除く。)				
刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助成)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪				
暴力行為等処罰に関する法律の罪				
・暴力団員等				
(3) 土砂の搬入までに、土砂の搬入に伴い必要となる関係法令の許可等の手続を搬入側において完了させることができること。				
(4) 土砂の運搬及び荷卸しに要する費用は、原則として全て搬入側に負担すること。				
(5) 土砂の搬入までに、搬入する土砂の土壌検査ができること。				
(6) 県の要求する土砂条件を満足すること。				
(7) 搬入時期については、公共建設工事の受入れに合わせた搬入が可能であること。				
(8) 希望する搬入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば搬入可能であり、希望量全量を搬入することを求めないこと。				
(9) 県の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。				

上記事項について、確認いたしました。

平成 年 月 日

受入希望者

所在地:

名称及び代表者氏名:

